受動喫煙防止条例の一覧、改正健康増進法との比較

2019/7/8現在 作成:子どもに無煙環境を推進協議会、日本禁煙学会

	国の改正健康増進法	東京都 受動喫煙防止条例	静岡県 受動喫煙防止条例	<u>山形県</u> 受動喫煙防止条例	大阪府 受動喫煙防止条例	<u>兵庫県</u> 受動喫煙防止条例 (改正)	秋田県 受動喫煙防止条例	<u>広島県</u> がん対策推進条 例(改正)
制定日	2018年7月18日 (公布:7月27日)	2018年6月27日 (公布:7月4日)	2018年10月11日 (公布:10月23日)	2018年12月21日 (公布:12月25日)	2019年3月15日 (公布:3月20日)	2019年3月19日 (公布:3月19日)	2019年6月27日 (公布:7月2日)	2019年7月2日 (公布:7月8日)
施行日	2019年1月24日:国及び地方公共 団体の責務、配慮義務等 2019年7月1日:学校、病院等の第 一種施設 2020年4月1日:第二種施設:全面 施行	国に同じ =2020年4月1日 飲食店の標識掲示などは 2019年9月1日に施行	国に同じ	国に同じ	一部国に合わせ、大阪万博の 2025年4月に全面施行	2019年7月1日 但し下記記載のものは2020 年4月1日より	公布の日から施行 但し下記記載のもの は2020年4月1日より	公布の日から施行 但し下記記載のも のは2020年4月1日 より
責務	国及び地方公共団体の責務	都、都民、保護者の責務	県、県民、保護者、事 業者、保険者の責務	県、県民、市町村、事 業者、医療・教育関 係者、保護者の責務	府、府民、保護者、(市町村、施 設管理者)	県、県民、保護者、事業者・ 施設管理者、市町の責務	県、県民、事業者の 責務	県、市町、県民、保 健医療福祉関係 者、事業者
受動喫煙の定 義	第二十五条の四の三 受動喫煙:人が他人の喫煙により たばこから発生した煙にさらされる ことをいう。	第二条三 受動喫煙: 人が他人の喫 煙によりたばこから発生し た煙にさらされることをい う。	同左と同様の規定あ り	同左と同様の規定あ り	【基本的考え方】 1ページ http://www.pref.osaka.lg.jp/atta ch/34373/00313318/kihontekika ngaekata.pdf ※万博開催の2025年を目指し、 国際都市として、全国に先駆け	第1条 この条例において 「受動喫煙」とは、人が他人 の喫煙によりにたばこから 発生した煙にさらされること をいう。	法に同じ	第2条 受動喫煙 人が他人の喫煙に よりたばこから発生 した煙にさらされる ことをいう。
喫煙をする際の 配慮義務等	する際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。 2 多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせること	(喫煙をする際の配慮義務の配慮義務の配慮義務の配慮義務の配慮表別の人も、等のの配慮表別の必要をは、大きのでは、大きをいるでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	同左と同様の規定あり	同左と同様の規定あり	た受動喫煙防止対策をすすめる ・社会全体で望まない受動喫煙をなくす気運を醸成する ・改正健康増進法に基づく受動 喫煙防止対策を着実に推進する ・十分な準備期間を経て、大阪 府に相応しい動喫煙防止対策を 実施 【条例の対象地域の範囲】 2 ページ 条例の対象地域の範囲】 2 ページ 条例の対象地域は、府内全域とする(政令指定都市、中核市を含む) ※ 指導等にかれる権限は、庭	か相互に近接する利用が想定される当該対象施設内の場所については、受動喫煙防止区域以外の区域であっても、吸い殻入れ等を設置しないなど受動喫煙の防止等に関して必要な措置を講じなければならない		
幼稚園、小学 校、中学校、高 等学校等の教 育機関等	第一種施設 屋内全面禁煙(喫煙専用室不可)	第9条3 敷地内禁煙 但し特定屋外喫煙場所を 設けないよう努めなければ ならない。	第9条 敷地内禁煙 但し特定屋外喫煙場 所を設けないよう努	第10条 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を 定めないよう努める ものとする)	第一種施設 7、14ページ 敷地内全面禁煙(※が努力義 務) ※屋外喫煙場所の設置不可 (屋内全面禁煙(喫煙専用室不可))	第9条 敷地内禁煙(例外なし) A 第14条 何人も、対象施設 の敷地の周囲において喫煙 をしてはならない。(敷地の 外周から 7mを基本として)	特定屋外喫煙場所を 定めてはならない。	敷地内禁煙 A (屋外に喫煙場所 の設置不可) 施行:2020年4月1 日

保育所								
大学	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所(=特定屋外喫煙				☆例外措置 精神科、終末期医療を提供する	第10条 敷地内禁煙、特定 屋外喫煙場所は可 B	第7条 敷地内禁煙 特定屋外喫煙場所を	国に同じ 施行・2020年4月1
医療機関	場所)設置可)	 国に同じ 敷地内禁煙	国の法による		病院、主に療養を中心とする施設などは、屋外喫煙場所の設置	ト記 A に同じ	特定屋外突座場所を 定めないよう努めな ければならない。	日
児童福祉施設	施行日:2019年7月1日	(屋外に喫煙場所設置可)			[P]		施行:2020年4月1日	上記 A に同じ
行政機関					施行:2020年4月1日 	上記 B に同じ		国に同じ
バス、タクシー、 航空機	禁煙	国の法による(記載なし)	国の法による(記載なし)	国の法による(記載なし)	国の法による(記載なし)	国の法による(記載なし)	国の法による(記載なし)	
駅、空港等	第二種施設 屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可?) ⇒定まっていないよう	国の法による(記載なし)	国の法による(記載なし)		第二種施設 国の法による(記載なし)	第11条 駅、空港等 ⇒建物内禁煙(喫煙室設置可) (プラットホームを含む) 施行:2020年4月1日	第8条 屋内禁煙 (喫煙専用室、及び 指定たばこ専用喫煙 室設置不可) (乗物に乗る前後の 待合として利用され る施設) 施行:2020年4月1日	
第外の飲食をでは、	屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ、飲食不可※)内でのみ喫煙可) ※加熱式タバコ専用の喫煙室では 飲食可	国の法による(記載なし)	国の法による(記載なし)	第11条 屋内禁煙 (但し喫煙専用室及 び指定たばこ専用喫煙室を定めないよう 努めるものとする)	第二種施設 14ページ 国に同じ 施行:2020年4月1日	第11条 ・物品販売店、金融機関、宿 泊施設、理容所・美容設、 東容所、集 会場、冠婚葬祭施設、 会場、展示場、四館、 会場、美術館、 会場、 美術館、 会場、 連物の 計 の を を と が と で の の を を と の の を と の の の を と の の の の と の の の の	喫煙専用室を設置で きる。但し	国に同じ
	国の改正健康増進法	東京都 受動喫煙防止条例	静岡県 受動喫煙防止条例	山形県 受動喫煙防止条例	大阪府 受動喫煙防止条例	<u>兵庫県</u> <u>受動喫煙防止条例</u> <u>(改正)</u>	秋田県 受動喫煙防止条例	広島県 がん対策推進条 例(改正)

飲食店 (パーやスナック等を除く)	別に法律で定める日までの経過措置: 原則屋内禁煙(喫煙専用室内でのみ)関第2条2 ※但して、個人又下で、個人以下で、個人以下で、個人以下でのの機識を掲示する必要がある)・喫煙可能部分は、客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない ※喫煙可能部分は、客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない ※喫煙可能が必要 ※新規の飲食店は当初から屋内禁煙(経過措置なし) ※従業員の募集にあたって、受動喫煙がより) ※従業員の募集にあたって、受動喫煙所より)	専用室内でのみ喫煙可)	国の法による(記載なし)	第12条 客席面積100平方 水飲施設でである。 を主、では、 の間でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	超える飲食店は、2025年4月からは原則屋内禁煙とする(義務規定として)(喫煙専用室の設置、加熱式たばこ専用喫煙室の設置は可)[2025年4月1日から]・客席面積が30㎡以下の飲食店は、改正法と同様の取り扱いとし、改正法に基づく「別に法律で	建物内禁煙(喫煙室設置可) 次の全ての要件を満たす飲食店は喫煙店舗とすることが可能 (当分の間の措置) ・条例施行の際、現に存する飲食店 ・客席面積が100㎡以下 ・個人又は中小企業 ・20歳未満の者、及び妊婦を立ち入らせ又は勤務させないこと 施行:2020年4月1日	い。 (但し2025年3月31日 までは努力義務)	国に同じ
◆屋外であるで を を を を を を を を を を を を を を を を を を を						・観覧場、運動施設、動物 園、植物園、遊園地、都市公園、自然公園 ⇒ 建物内禁煙(喫煙室設置可)、敷地内(屋外)禁煙(屋外喫煙場所設置可)	第12条 運動会、競技事、 会、競技事、外信事を 会、競技事、外信事を 会を 会を のの者を を を を を を を を を を を を を を を を を を	学校等付近の公道 等)、停留所、横断 歩道、これらの付近 (施設等から7m以 内)での禁煙の努 力義務。 (灰皿の周辺は除 く;子どもの動線を 避ける, 遮蔽を設け
加熱式タバコ	当分の間の経過措置: 喫煙室(飲食等も可)内での喫煙 可		国の法による(記載なし)	び指定たばこ専用喫 煙室を定めないよう	10ページ 改正法と同様の取り扱いとし、当 分の間は、加熱式たばこ専用喫 煙室(飲食等も可)内での喫煙を 可とする	加熱式たばこは紙巻きたば こと同様の取り扱いを規定 し、改正健康増進法に定め られている「指定たばこ専用 喫煙室」は設置できない。	第二種施設(第八条に規定する施設(駅、空港等)を除く。)の管理権原者は、指定たばこ専用喫煙室を設置しないよう努めなければならない。	

標識の掲示	第33条2 等 第二種施設等の管理権原者は、 喫煙をすることができる場所として 定めようとするときは、出入口の見 やすい箇所に、標識を掲示しなけ	者は、喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、出入口の見やすい箇所に、標識を掲示し	第8条 禁煙の飲食店も標識を掲示しなければならない。 ⇒第10条 違反していると認めるときは、 知事は指導又は動	室、指室たばこ専用 喫煙を定めない場合の 見いできる出所できる。 見いできる場合の 見いできる場合の は、やすい煙を場合の は、いできる場合の でき記載したうない にここない にここない にこさい にこさい にこさい にできる はいがでも はいがでも はいがでも はいがでも はいがでも はいがでも はいがでも はいがでも はいがでも はいがでがでがでも はいがでも はいがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがで	施設標識を掲示いなければなら	・禁煙の施設の入口等に喫煙禁止の表示をする ・喫煙室等の喫煙区域がある施設は入口に表示義務 ⇒ 喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止	第11条 屋内禁煙の場合は、禁煙表示の <u>努力義</u> (喫煙まっることは を場所がないるようない。) 標室等のある場はい。) 関煙室等のあるははいる により義務づけられている	禁煙の場合は掲示義務
	<u>国の改正健康増進法</u>	東京都 受動喫煙防止条例	静岡県 受動喫煙防止条例	<u>山形県</u> 受動喫煙防止条例	大阪府 受動喫煙防止条例	<u>兵庫県</u> 受動喫煙防止条例 (改正)	秋田県 受動喫煙防止条例	<u>広島県</u> <u>がん対策推進条</u> <u>例(改正)</u>
罰金、過料	50万円以下の過料	5万円以下の過料	なし	なし	11ページ 条例による規制の違反にあたっ ては5万円以下の過料を設定	第24条 5万円以下の過料 等	なし	なし
子ども・妊婦を 受動喫煙から守 る規定	二十歳未満の者を当該喫煙目的 室設置施設の喫煙目的室に立ち 入らせてはならない。 当該場所への二十歳未満の者の 立入りが禁止されている旨の標識	(保護者の責務) 第五条 保護者は、いかな る場所においても、その監 督保護に係る二十喫性 る健康である。 を る健康であるよう努めなければならない。 (関連を はならない。 (関連を はならない。 (関連を はならない。 (関連を はならない。 (関連を はならない。 (関連を はならない。 (関連を はならない。 (関連を はならない。 (関連を はならない。 (関連を はならない。 (関連を はならない。 (関連を はならない。 (関連を はならない。 (関連を はならない。 (関連を はならない。 (関連を を はならない。 (関連を を はならない。 (関連を を はならない。 (関連を を を はならない。 (のの と のの と のの と のの と のの と のの と のの と の	同左と同様の規定あり	東京都の保護者の 責務と同様な規定あ り	・府民等は、全ての子ども、妊婦その他の健康上の配慮が必要な者に対し、通学路や公園等公共的な空間において受動喫煙を生じさせることのないよう努める 【保護者の責務】 ・保護者は、いかなる場所にお	喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。 ・入口に表示義務:喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨第14条20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはな	なし	子どもの利外の 一大される屋外の 一大される屋外の 一大される屋外の 一大される屋の 一大でで 一大でで 一大でで 一大でで 一大でで 一大でで 一大でで 一大で 一大

子どもを受動喫煙から守る条例	_	2017年10月5日、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」制定(努力義務とし・家庭で子どもと同じ部屋で子どもと同じの対策を講じて受動や関連関連を講じているいがで、子どもが同乗しない・子どもが同ない	なし	なし	《大阪府子どもの動喫煙防止条例》 2018年12月13日公布 ・子どもは社会の宝、未来への希望であり、全ての事とされるので、全であり、全での事をはないで、全でのは、全でのは、全でのののでは、通学路、公園では、通学路、公園では、近日のないようのである。であるである。 は社会を体の責務である。 ・子どものは、一次である。 ・子どものの責務である。 ・おいて、一分のである。 ・おいて、一分のである。 ・おいて、一分のである。 ・おいて、一分のである。 ・おいて、一分のである。 ・おいて、一分のである。 ・おいて、一分のである。 ・保護者は、一分のである。 ・保護者は、一分のではない。 ・保護者は、一分のでは、一次の第3条第1項) ・保護者は、一次のの第3条第1項) ・保護者は、一次のの第3条第1項) ・保護者は、一次の第3条第1項)	関性をしてはならない。 ※通学時間帯における通学路のほか、祭礼、縁日その他の多数の者の集合する催しが行われている屋外の場所で20歳未満の者又は妊婦が現にいる場所及びその周囲(敷地の外周から 7mを基本として) (妊婦の喫煙の禁止)第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。	なし	
	備に、地方財政措置による支援を	・公衆喫煙所の区市町村への補助・喫煙専用室等の設置や改修、整備等に対する助成を行う			13ページ 【受動喫煙防止に向けた環境整備】 〇 府独自の規制対象となる飲食店における受動喫煙防止対策を進めるため、既存の国庫補助制度の活用支援策や個別飲		小規模飲食店の禁煙化を後押しする事業費を2019年度補正予算に計上。 壁紙やカーテンの交換、喫煙所の撤去にかかる費用の9割 (最大10万円)を助成する。	
その他	-	区市町村が行う禁煙治療 費助成事業の取組みを支 援し、半額を補助する制度 を2018年度に創設		可決 (3) 改正健康増進法の 特例措置に該当する 飲食店が受動喫煙 対策に取組む場合、	食店に対する具体的な支援策などを検討する (国庫補助制度を活用し、基準額(上限)300万円の4分の3を支援する制度を2019年度から創設) 〇 公衆喫煙所やビル等における共用喫煙室などの整備を進かるため、市町村、事業者等からなる検討会を設置しし、それぞれの役割分担を図りつつ、具めのな整備促進策の検討を進める			
見直し検討時期	施行の5年後(2025年4月)	施行の5年後(2025年4月)	施行の5年後(2025 年4月)	記載なし	公布後3年を目途に	3年毎に検討	施行後五年を目途として	なし
	国の改正健康増進法	東京都 受動喫煙防止条例	静岡県 受動喫煙防止条例	<u>山形県</u> 受動喫煙防止条例	大阪府 受動喫煙防止条例	兵庫県 受動喫煙防止条例 (改正)	秋田県 受動喫煙防止条例	<u>広島県</u> <u>がん対策推進条</u> <u>例(改正)</u>

「望まない」受動 喫煙の記載の 有無	第二十五条などに「望まない受動 喫煙が生じないよう/望まない受 動喫煙を生じさせることがないよう /望まない受動喫煙を防止するた めに」との表現が5か所ある。	なし	 「望まない受動喫煙」 が26か所に出てきて いる	タイトルの「望まない受動喫煙防 止に向けた基本的考え方」を含 め、5か所に出てくる	なし	第一条、二条、十二条に「望まない受動 喫煙」と3か所出てき ている	なし
	・受動喫煙の危害は、受けている人「望まない」という表現は、公衆衛生			わない・意識しないとしても、また子	-ども・胎児など意思表示が出	出来ない人も含めて害を	被っているので、
編集者からの コメント⇒	・「第二十五条の四の三 受動喫煙 危害を覆い隠し、過少評価すること	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	:定義されているので、「受動喫煙 _」	に、あえて殊更「"望まない"	受動喫煙」と冠を被せる	のは、受動喫煙の
	・「受動喫煙によって、肺がん、虚血 づくり計画などで、改正健康増進法の				重い事実から目をそらせるへ	くきでないので、受動喫 り	煙防止条例や健康